

駐在所より
令和7年
6月号

四季桜

行在所警察署
豊市場駐在所
電話
(0565)
35-0110



薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」



危険ドラッグ

危険ドラッグは、「合法」、「適法」、「ハーブ」、「アロマ」、等と合法で安全な物であるかのように装って販売されていますが、実際は覚醒剤や大麻に類似した化学成分を混入した植物片や液体である場合があります。

摂取すれば、妄想、幻覚や昏倒等の意識障害を起こしたり、最悪の場合死に至る大変危険な薬物です。



街中の店舗や、ネットショッピングで販売されている場合もありますが、決して購入、使用をしてはいけません。

不法就労・不法滞在防止にご協力を！



在留カードを
確認して下
さい。



雇用主の皆さんへ

- ・外国人を雇用する場合は、適法に働くことができるかどうかについて、旅券、在留カード、就労資格証明書（希望する外国人に交付される。）等をコピーではなく実物で在留資格と期間を確認してください。
- ・留学生等については資格外活動の許可の有無、また、許可された活動内容も確認してください。
- ・在留カードには、就労制限の有無や資格外活動許可に関して明記されていることから、雇用する際はこれらの欄も確認してください。外国人を雇用する際に、当該外国人が不法就労者となることを知らなかったとしても、在留カードの未確認などの過失があれば処罰の対象となります。

